

東郷町成年後見制度利用支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、判断能力が不十分な高齢者、知的障がい者及び精神障がい者（以下「要支援者」という。）の権利擁護の促進を図るため、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、町長が家庭裁判所に対して行う後見開始、保佐開始及び補助開始（以下「後見等の開始」という。）の審判の請求（以下「審判請求」という。）並びに成年後見制度の利用に係る支援について必要な事項を定めるものとする。

(支援の種類)

第2条 要支援者に対して町長が行う支援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 審判請求に関する支援
- (2) 審判請求に要する費用（以下「審判請求費用」という。）の支援
- (3) 成年後見人、保佐人又は補助人（以下「後見人等」という。）及び成年後見監督人、保佐監督人又は補助監督人（以下「後見監督人等」という。）の業務に対する報酬等（以下「後見人等に対する報酬等」という。）の支援

(審判請求の種類)

第3条 町長が行う審判請求の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 後見開始の審判（民法（明治29年法律第89号）第7条の後見開始の審判をいう。）
- (2) 保佐開始の審判（民法第11条の保佐開始の審判をいう。）
- (3) 保佐人の同意権の範囲を拡張する審判（民法第13条第2項の保佐人の同意を要する行為等をいう。）
- (4) 保佐人に代理権を付与する審判（民法第876条の4第1項の保佐人に代理権を付与する旨の審判をいう。）
- (5) 補助開始の審判（民法第15条第1項の補助開始の審判をいう。）
- (6) 補助人に同意権を付与する審判（民法第17条第1項の補助人の同意を要する旨の審判等をいう。）

- (7) 補助人に代理権を付与する審判（民法第876条の9第1項の補助人に代理権を付与する旨の審判をいう。）

（審判請求の対象者）

第4条 町長が行う審判請求の対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する要支援者であって、町長が要支援者の福祉を図るために審判請求を行うことが必要と認めるものとする。

- (1) 本町に居住している者（本町の区域外に寄留している場合を含む。）であって、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき記録された住所を町内に有するもの
- (2) 本町の被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号）第9条に規定する被保険者をいう。以下同じ。）であって、同法第13条第1項に規定する住所地特例対象被保険者又は特定継続入所被保険者であるもの
- (3) 本町の自立支援給付（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条に規定する自立支援給付をいう。以下同じ。）の決定を受けている障がい者であって、同法第19条第3項に規定する特定施設入所障害者又は継続入所障害者であるもの
- (4) 町長が行う生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第7項各号に掲げる事項に係る者

2 前項の規定にかかわらず、他市町村において成年後見制度利用支援事業の対象者となる場合においては、対象者としなない。

（審判請求の判断基準）

第5条 町長は、次に掲げる事項を総合的に考慮して、審判請求を行う必要性を判断する。

- (1) 対象者の事理を弁識する能力
- (2) 対象者の生活状況、健康状況又は資産状況
- (3) 対象者の配偶者及び二親等以内の親族（以下「配偶者等」という。）の存否並びに配偶者等による対象者の保護の可能性
- (4) 対象者及び配偶者等が審判請求を行う意思の有無
- (5) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第12号に規定する福

祉サービス利用援助事業その他これに類する支援の活用の適否

(配偶者等への説明)

第6条 町長は、前条各号に掲げる事項を考慮した結果、審判請求を行う必要があると判断した場合、対象者に配偶者等がいるときは、当該配偶者等に審判請求の必要性を説明し、配偶者等による審判請求を促すものとする。

(配偶者等への情報提供)

第7条 町長は、配偶者等が審判請求を行う意思を有するときは、必要に応じ対象者に関する情報を当該配偶者等に提供することができる。

(審判請求の決定)

第8条 町長は、第5条各号に掲げる事項を考慮した結果、対象者に係る審判請求を行う必要があると判断した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、審判請求を行うものとする。

- (1) 対象者に配偶者等がないとき。
- (2) 対象者の配偶者等が、文書により審判請求をしない旨を町長に申し入れる場合であって、第5条各号に掲げる事項を考慮した結果、町長が審判請求をする必要があると判断したとき。ただし、明らかに文書による申し入れが困難であると認められる事由がある場合は、この限りではない。
- (3) 対象者に配偶者等がいる場合で、対象者に対する当該配偶者等からの虐待の事実が確認され、町長が審判請求をする必要があると判断したとき。

2 町長は、対象者に緊急又はやむを得ない事情が生じ、速やかに審判請求をする必要があると判断したときは、前項各号の規定にかかわらず、審判請求を行うことができる。

3 前2項の規定にかかわらず町長は、対象者に配偶者等がない場合又は配偶者等が審判請求を行う意思のない場合であっても、対象者の三親等又は四親等の親族のうちに審判請求を行う者の存在が明らかである場合は、審判請求を行わないものとする。

(審判請求の要請)

第9条 次に掲げる者は、要支援者が後見等の開始の審判請求を必要とする状態にあると判断したときは、町長に対し審判請求を要請することができる。

- (1) 民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）に定める民生委員
- (2) 老人福祉法第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設の長
- (3) 介護保険法第 8 条第 25 項に規定する介護保険施設の長
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 1 項に規定する障害者支援施設の長
- (5) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院の長又は同条第 2 項に規定する診療所の長
- (6) 地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 5 条第 1 項に規定する保健所の長
- (7) 要支援者の親族以外の者で当該要支援者の日常生活の援助者（社会福祉法人等の職員を含む。）

（要請に対する回答）

第 10 条 町長は、前条各号に掲げる者から審判請求の要請があった場合は、速やかに当該要請に対する対応を決定し、その内容の当該要請をした者に回答するものとする。

（審判請求の手續）

第 11 条 審判請求に係る申立書、添付書類、予納すべき費用等に関しては、対象者に係る審判を管轄する家庭裁判所の定めるところによるものとする。

（審判請求費用の負担）

第 12 条 町長は、家事事件手続法（平成 23 年法律第 52 号）第 28 条第 1 項の規定により、審判請求費用を負担するものとする。

2 町長は、審判請求費用に関し、対象者又は当該関係者が負担すべきであると判断したときは、町が負担した審判請求費用の求償権を得るため、審判請求と同時に家事事件手続法第 28 条第 2 項の命令に関する職権の発動を促す申立てを家庭裁判所に対して行うものとする。

3 町長は、前項の規定により求償権を得たときは、審判により選任された後見人等を通じ、対象者又は当該関係者に対して当該費用を求償するものとする。

（後見人等に対する報酬等の助成の対象者）

第 13 条 町長は、対象者に後見人等が付された場合において、後見人等又は後見

監督人等を付された者（以下「被後見人等」という。）及び審判請求を行った者（以下「申立人」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、申立人が負担した審判請求費用の全部又は一部について助成することができる。

- (1) 生活保護法による被保護者である者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者
- (3) 別表で規定する要件に該当する者で、成年後見制度の利用に当たり、必要となる費用の全部又は一部について助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難であると町長が認めるもの
- (4) 尾張東部権利擁護支援センター適正運営委員会設置要綱（平成23年10月1日施行）第1条の規定により設置された適正運営委員会の決定において特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センター（以下「尾張東部権利擁護支援センター」という。）が後見人等又は後見監督人等となっている者であつて、別表に規定する要件に該当しないもののうち、必要となる費用の全部又は一部について助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると町長が認めるもの

2 町長は、被後見人等が前項各号のいずれかに該当する場合には、被後見人等に対し、後見等の開始後に必要な後見人等に対する報酬等の全部又は一部について助成することができる。ただし、第15条に規定する助成の申請を行う前に被後見人等が死亡した場合において、やむを得ないと認める事由により当該被後見人等の相続人及び相続財産管理人から後見人等に対する報酬等の全部又は一部を受領することができないときは、報酬を付与するとされた後見人等及び後見監督人等を助成の対象とする。

3 前項の規定にかかわらず、後見人等が民法第725条に規定される被後見人等の親族である場合は、助成の対象としない。

（助成金の額）

第14条 前条第1項の規定により町長が助成することができる審判請求費用の額は、次の各号に掲げる費用のうち、対象者又は当該関係者が審判請求を行うに当

たって負担した実費に相当する額とする。

- (1) 切手購入費用
- (2) 収入印紙購入費用
- (3) 診断書作成費用
- (4) 鑑定費用
- (5) 住民票、戸籍謄本及び戸籍の附票取得費用
- (6) 登録事項証明書取得費用
- (7) 身分証明書（身元証明書）取得費用
- (8) 固定資産税評価額等証明書取得費用
- (9) 不動産登記事項証明書取得費用

- 2 前条第2項の規定により町長が助成することができる後見人等に対する報酬等は、後見人等又は後見監督人等1人につき1月当たり28,000円を限度とする。この場合において、家事事件手続法第124条第2項に基づく報酬付与の決定（以下「報酬付与の決定」という。）により家庭裁判所が決定した後見人等に対する報酬等の額が助成の限度額に満たないときは、その額を助成金の額とする。

（助成金の申請）

- 第15条 第13条第1項の規定による助成を受けようとする者は、後見人等又は後見監督人等の選任の審判の確定日の翌日から起算して60日以内に、東郷町成年後見制度利用支援事業審判請求費用助成金交付申請書（様式第1）に必要な書類等を添えて町長に提出するものとする。

- 2 第13条第2項の規定による助成を受けようとするときは、家庭裁判所による報酬付与の決定があった日の翌日から起算して60日以内に東郷町成年後見制度利用支援事業後見等報酬助成金交付申請書（様式第2）に必要な書類等を添えて町長に提出するものとする。

- 3 前項の助成を受けようとする者が被保佐人又は被補助人である場合は、民法（明治29年法律第89号）第876条の4又は第876条の9の規定により助成金の申請等について保佐人又は補助人に代理権が付与されている場合を除き、前項の規定による申請に当たり、助成金の申請に関する権限を、保佐人又は補助人に

委任できるものとする。

（助成金の交付決定通知等）

第16条 町長は、前条の申請を受け付けたときは、速やかに当該要支援者の心身の状況、日常生活の状況及び資産の状況等を審査し、助成金交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定による決定をしたときは、東郷町成年後見制度利用支援事業助成金（交付・不交付）決定通知書（様式第3）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第17条 前条の規定による交付決定を受けた者は、同条第2項の交付決定通知書を受領後速やかに東郷町成年後見制度利用支援事業助成金請求書（様式第4）により、助成金を町長に請求するものとする。

2 前条の規定による交付決定を受けた者の審判請求費用を、やむを得ない事由により尾張東部権利擁護支援センターが負担している場合には、前項の規定にかかわらず、尾張東部権利擁護支援センターが交付決定を受けた者に代わって、助成金の請求を行うことができるものとする。

（後見人等の報告義務）

第18条 後見人等又は後見監督人等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、東郷町成年後見制度利用支援事業利用者異動届（様式第5）に当該事実を確認できる書類を添えて、速やかに町長に届け出なければならない。

- (1) 被後見人等又は後見人等の住所又は氏名に変更があったとき。
- (2) 被後見人等の生活状況又は資産状況に変化があったとき。
- (3) 被後見人等が死亡したとき。
- (4) 後見人等が民法第847条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (5) 後見人等が辞任し、又は解任されることとなったとき。
- (6) 前3号に掲げるもののほか、被後見人等の後見、後見監督、保佐、保佐監督、補助又は補助監督（以下「被後見人等の成年後見等」という。）が終了したとき。

（助成の中止等）

第 19 条 被後見人等の成年後見等が終了したとき及び被後見人等が次の各号のいずれかに該当したときは、その事実の発生した日の翌日から受給資格は消滅するものとし、町長は、その旨を東郷町成年後見制度利用支援事業中止・変更通知書（様式第 6）により、通知するものとする。

- (1) 虚偽その他不正な手段により、交付決定を受けたとき。
- (2) 第 13 条第 1 項各号に掲げる要件に該当しないと認めるとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 後見開始等の審判が取り消されたとき。
- (5) その他町長が助成の必要がなくなったと認めたとき。

2 町長は、被後見人等の資産状況又は生活状況が著しく変化したと認めるときは、助成額を変更することができる。

（助成金の返還等）

第 20 条 町長は、前条の決定をした場合において、当該部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（東郷町成年後見審判申立審査会）

第 21 条 第 3 条、第 5 条及び第 8 条に規定する審判の種類及び審判請求の可否を審査するため、東郷町成年後見審判申立審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 健康福祉部長
- (2) 福祉課長
- (3) 高齢者支援課長
- (4) その他町長が必要と認める者

3 審査会に会長を置き、健康福祉部長をもって充てる。

4 会長は、会務を掌理し、審査会を代表する。

5 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。

（会議）

第 22 条 審査会の会議は、関係課長の要請により会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会長は、審査のため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 2 3 条 審査会の庶務は、要支援者が高齢者のときは高齢者支援課が、要支援者が知的障がい者又は精神障がい者のときは福祉課が行うものとする。

(委任)

第 2 4 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 1 2 月 1 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 2 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 13 条関係）

以下の(1)から(4)までの要件の全てを満たす者

- (1) 町民税非課税世帯（世帯員全員が非課税）の者
- (2) 世帯の年間収入が単身世帯で 150 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を加算した額以下の者
- (3) 世帯の預貯金等の額が単身世帯で 350 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円を加算した額以下の者
- (4) 世帯員が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に利用しうる資産を所有していない者

※ 世帯員とは、同一敷地内に居住するなど生計を一にする者も含む。